

「消費動向調査」事業の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

消費動向調査に係る調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成。

契約期間：平成23年4月から平成24年3月までの1年間

2. 実施状況に関する評価

ア 回収率（目標回収率：各月70%）

各月の回収率はおおむね75%であり、年間の平均回収率74.8%も、市場化テスト開始前の平成20年度の実績（74.6%）を上回る結果となっており、確保されるべき質は達成できたものと評価できる。

イ 業務の適正かつ確実な履行

調査世帯からの照会については、市場化テスト開始前の平成20年度の実績の約2倍となる134件について確実に実施し、また、照会対応のためのマニュアルや、集計結果の異常値の有無など審査項目をまとめたチェックシートを独自に作成し、内閣府への報告が遅れることなく、効率的かつ適切に業務を実施できたことは高く評価できる。

3. 実施経費に関する評価

契約金額170,100千円は、市場化テスト開始前の平成20年度の実施経費（204,225千円）の約83%に相当し、約34,000千円の経費が削減となり評価できる。

4. 今後の事業について

本業務は、本年度7月より、訪問留置調査と郵送調査（試験調査）とを並行実施し、平成25年度より訪問留置調査から郵送調査への完全移行を予定している。これに合せて、平成25年度からの契約期間を複数年として検討することを確認しているが、民間事業者の工夫を活かした事業実施を図る観点から、実施要項において本実施状況の内容とともに、新たに実施する郵送調査の実施状況についても十分な情報開示を行って、引き続き民間競争入札を実施することが必要と考えられる。

以 上